## ○総務省令第二十四号

電 波 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 + 号  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ き、 及 び 同 法 を 実 施 す る た  $\Diamond$ 電 波 法 施 行

令和五年三月三十日

規則

及

U

無

線

局

免

許

手

続

規

則

 $\mathcal{O}$ 

部

を

改

正

す

る

省

令

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

定

め

る

総務大臣 松本 剛明

電 波 法 施 行 規 則 及 び 無 線 局 免 許 手 続 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

(電波法施行規則の一部改正)

第 定 る 条 規 を 重 次 改 傍 定  $\mathcal{O}$ 電 線 表 正  $\mathcal{O}$ 波 後 を 傍 に 法 欄 付 線 ょ 施 り、 を 12 L 行 撂 た 付 規 げ 改 規 L 則 る 定 た 正 対 部 前 昭 象 以 分 欄 和 下 に 規  $\mathcal{O}$ 定 撂 ょ + う と げ  $\mathcal{O}$ 五. 条 に る 年 改 規 7 に 電 定 移 お 8 波 動  $\mathcal{O}$ 1 監 改 傍 L 7 理 線 正 改 委 対 前 を 員 正 象 欄 付 会 後 規 及 L 欄 規 定 び た 部 則 12 改 第 掲 لح 分 正 げ + 後 を 1 兀 う。 ک る 欄 号) 対 に れ 対 象 に 応  $\mathcal{O}$ 規 順 は 定 次 で 7 部 改 対 改 掲 応 を 正 げ 正 す 次 前 前 る  $\mathcal{O}$ 欄 る ょ 欄 に そ 改 う 掲  $\mathcal{O}$ に 正 げ 標 12 後 る 改 れ 記 欄 に 対 部 正 に 対 す 分 象 掲 応 規 12 る げ

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

を

掲

げ

7

1

な

1

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

は

れ

を

加

え

る。

「7 団	
第二十一条の二 [同上] 「三~5 同上] 「一~四 同上] 「新設] 「新設]	[7~10 略]
(開設指針の制定の申出 第二十一条の二 [同上] [一~四 同上] [新設]	七   [略]
(開設指針の制定の申出 第二十一条の二 [同上] [74] [新設] [新設]	よる申出があつた日までの期間
(開設指針の制定の申出 第二十一条の二 [同上] 「一~四 同上] 「一~四 同上]	六 申出周波数に係る認定計画がその認定を受けた日から法第二十七条の十三第一項の規定に
の周波数に 第二十一条の二 [同上] 6 [同上] [一~四 同上] [一~四 同上]	ついて、新たな割当てが現に可能であるか否かの別又は早期に可能となる見込み
(開設指針の制定の申出 (開設指針の制定の申出 (開設指針の制定の申出	五 電波の特性その他の事項を勘案して申出周波数の電波と同等と認められる電波
6 [同上] 第二十一条の二 [同上] (開設指針の制定の申出	[一~四 略]
制定の申出   同上]	6 法第二十七条の十三第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
制定の申出	[2~5 略]
開設指針の制定の申出	第二十一条の二 [略]
	(開設指針の制定の申出の手続)
	四   [略]
JACO O	地局の通信の相手方である移動する無線局の再免許を与えるとき。
スは当該既設電気通信業務用基 [新設]	三 法第二十七条の二十に規定する既設電気通信業務用基地局又は当該既設電
に満たないとき。	l
同じ。)により周波数を割り当てることが可能な期間が第七条から前条までに規定する期間	間に満たないとき。
七条から前条までに規定する期 計画をいう。) 又は開設指針 (法第二十七条の十二第一項に規定する開設指針をいう。以下	をいう。)により周波数を割り当てることが可能な期間が第七条から前条までに規定する期
する基幹放送用周波数使用計画 しくは基幹放送用周波数使用計画(法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用	は基幹放送用周波数使用計画(法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画
当計画をいう。以下同じ。) <mark>又</mark> 二 周波数割当計画(法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。)若	二 周波数割当計画(法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。
	[一略]
	ができる。
を免許等の有効期間とすること	る場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効
む。以下同じ。)は、次に掲げ 第九条 [同上]	第九条 総務大臣又は総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。
改 正 前	改正後

## (無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無 線 局 免 許 手 続 規 則 へ 昭 和 + 五. 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 五. 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正

する。

む。 で 改 改 正 次 正  $\mathcal{O}$ 前 以 下 表 前 欄 欄  $\sum_{}$ に 12 に ょ 掲  $\mathcal{O}$ り、 条 げ れ る に に 対 改 お 対 象 正 1 応 て 前 規 す 定 同 欄 る を じ。 及 ŧ 改 び  $\mathcal{O}$ 正 改 を 後 を 正 撂 欄 付 後 げ 欄 に L 7 撂 た に 1 げ 対 規 な る 定 応 1 対 L ŧ 象 て 以  $\mathcal{O}$ 規 撂 下 は、 定 げ る として  $\mathcal{O}$ これ そ 条 に  $\mathcal{O}$ を 移 標 お 加 動 記 1 え て 部 る。 分 に二 改 対 正 象 重 後 規 定」 傍 欄 線 に 掲 と げ 7 る う。 重 対 下 象 線 規定 は、 を 含

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<u>記載を省略することができる。</u> [11~29 略]	-445の無線局を一体として一の販用周波数の参11町回による参1を11 7 郷日は、こ445の無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の	$\sim$	周の連信の相手力である参勤する無極同にあつては、使用周波数の参11計画(利用状態調査(法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。)時に報告したものをいう	<b>易及び当該既設電気通信募</b> 生田周港券の第6章 三	[(1)・(2) 略]	10 9の欄は、次によること。	[注1~9 略]	[1枚目~5枚目 略]	ことができる。)	び第25条の2関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによる	別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第20条の6、第20条の9及	[6~24 略]	記載を省略することができる。	らの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の	これらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これ	。)の進捗状況(以下単に「進捗状況」という。)を記載すること。ただし、2以上の
	[11~29 同左]				[新設]	[(1)・(2) 同左]	10 [同左]	[注1~9 同左]	[1枚目~5枚目 同左]			別表第二号の四 [同左]	[6~24 同左]				